

[事案 17-22] 配当金・祝金請求

- ・平成 17 年 12 月 20 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 4 月 19 日 裁定終了

< 事案の概要 >

保険設計書記載の祝金（配当金を財源とするもの）の金額について営業職員と営業所長が押印し支払いを保証したものであり、設計書記載の金額の祝金を支払って欲しいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 52 年契約時の保険設計書に記載されている金額に営業職員の押印があるのはそれぞれの金額を保証するものである。設計書の表紙には「内容について相違ありません」と了解し営業所長の記名・捺印もある。これは、設計書を提示されたとき、金額の不安定性が将来の紛争要因にならないように固定金額を申し出、営業職員も設計書に記載された金額により契約することに同意、その証として押印したものであり、日本社会での押印の重要性を考えれば、会社は保険設計書に記載されている金額の祝金を支払うべきである。

< 保険会社側の主張 >

下記理由により、保険設計書に記載された祝金を支払うことはできない。

- ・申立契約の祝金は配当金を財源とするもので確定した金額でなく、設計書下部にも「記載の配当数値は、今後の配当実績によって多少の変更があり、将来の支払額を約束するものではない」旨注記されており、保険設計書に記載した祝金の支払いを保証したものでないことは明らかである。また、設計書には「この設計書は営業案内に付け加えお勧めするプランのあらましを記載したもので、検討に当たっては必ず営業案内ならびにご契約のしおりを併せてご覧ください」とし、営業案内には「配当金で祝金が受け取れる」と表示され、祝金が配当金を財源とすること、配当金の実績によって支払われる祝金の変動することについても明らかである。
- ・確かに、保険設計書の金額ごとに元営業職員（故人）の捺印があるが、「支払いを保証する」趣旨の文言はなく、捺印が必ずしも設計書記載の金額の支払いを保証するものとは言えず、仮に申立人と営業職員との間で、設計書に記載された金額をもって契約するとの同意があったとしても、営業職員には契約の締結権はなく、営業職員の同意をもって当社の同意とはならず、当社との契約上の効力は生じない。
- ・なお、設計書記載の祝金は契約時点の直近の決算に基づく配当実績が将来も継続するとして試算した金額であり、高度成長期には資産運用も順調であり、契約当時に使用されていた予定利率を大きく上回る運用収益が得られたが、バブル崩壊後の経済停滞、未曾有の超低金利が長期化している金融情勢下では、当時の高い予定利率を上回る運用収益をあげることは難しく逆ザヤが生じ、申立契約のように予定利率の高い（5%）契約については残念ながら配当金を支払うほどの運用収益をあげることはできない

状態が続いている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、申立書、答弁書等に基づく審理を進めた結果、下記の理由により本件申立てには理由がないとして裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

営業職員の押印は、配当実績により変動する祝金等の金額にのみなされているわけではなく、配当実績により変動することがない満期保険金、保険料、死亡保険金、災害特約保険金その他の箇所にもなされている(配当実績により変動することがない金額については保証する意味がないから、これらの押印は記載の金額が間違いのないことを確認する趣旨に止まるものと解される)

祝金等の支払いを保証する趣旨の文言の記載はない

設計書の欄外には「記載の配当数値については営業案内にご説明のとおり今後の配当の実績によって多少の変更があり、将来の支払額を約束するものではないのでご注意ください」との記載がなされている。

営業案内には、祝金等が「3年目からつく毎年の配当」を財源としてなされると理解することができる説明がある。

営業職員及び営業所長には法律上、契約締結権は付与されていない。

などの事実を総合斟酌すると、申立人の主張するように、相手方会社が同設計書に記載された金額どおりの祝金等の支払いを保証した(約束した)ものであると認めることは困難である。

確かに、設計書の欄外の記載に見られるように、祝金等の金額に「多少の変更」があることと、それらが全く支払われないこととの間には大きな差があり、申立人が不満を抱く理由も理解できないわけではないが、この間のバブル経済崩壊等に原因する異常な経済状況の変化を考慮すれば、やむを得ない事態といわなければならない。